

### 「環境保全条例のあり方について」の中間まとめについての意見書

1. 環境保全条例の中間まとめでは、「対象とする環境の範囲は、抽象的であっても、生活環境、自然環境、歴史的文化的環境、都市環境、地球環境、生態系等、できるだけ幅広く捉えることが必要である」と述べられています。しかし、私たち自然保護団体として理解しがたいのは、この一連の審議過程で、公害問題が議論の中心を占め、自然環境保全については十分に審議されていないことです。

当協会は知事宛の質問書（7月24日、同封資料）でこの点を指摘しました。この指摘にもかかわらず、これに見合う部会設定や自然環境保全審議会の開催などがなされず、自然環境の保全については、具体的な検討はなされていないのではないかと強く危惧するものであります。

2. 現在の大阪府の自然環境に関する基本方針である「大阪みどりの10年推進方針」では、3つの基本目標との1つとして「周辺山系等の貴重な緑を保全する」と述べられていますが、府下では過去20年間におよそ7000haの「みどり」が失われています。

周辺山系のうち国定公園や近郊緑地保全法の指定地内のみどりは、基本的には守られるとしても、それ以外の溜池などを含む里山や田園のみどり及び身近に散在する小さなみどりは開発の圧力の前には守る術がありません。この間、府下で自然環境保全条例によって保全された地域は僅か5ヶ所（38.01ha）に過ぎません。都市緑地保全法の適用に至ってはほとんど見るべき成果をあげていません。

大阪府の世論調査（第62回、平成元年度）によると、府民は大阪府政に対して「自然環境の保全、緑化対策の推進」を第3位（32.4%）に挙げています。府民の多くは、「中間まとめ」で述べられている「より質の高い環境」よりも、平凡であっても身近な自然環境をこれ以上失いたくないことを願っています。

かつて大阪府は「自然環境の保全と回復に関する基本方針（昭和49年）」で、「すべての開発は自然環境の保全の立場を優先し、自然環境の破壊を必要最小限にとどめる」という決定をしています。したがって今回の環境保全条例では、環境保全が府政の最優先の課題であることを明確にし、開発を優先した現行の施策の点検・見直しを含め、自然環境の保全を重要課題とした環境基本計画を策定することを強く要望します。

3. 環境問題の解決、あるいは目標の達成には、行政、事業者、府民が一体となって取り組むことは当然ですが、とりわけ、その恩恵と被害を直接受ける府民の意識と行動が重要な役

割を果たします。したがって、府民一人一人が、「良好な環境の基で生活する権利」を有することをこの条例の中で明確化すべきです。

4. 環境影響評価制度は早急に条例化すべきです。現行の要綱では環境を守る機能はなく、単なる開発のための手続きであることは誰もが認める事実です。環境影響評価制度を正しく機能させるためには、府民が詳しい情報を早く受け取れるとともに、各種の決定に参加できる制度が必要です。

① 環境保全を前提とした、代替え案を含めた環境影響評価の実施

② 計画段階からの情報の公開と住民参加の保証

③ 環境影響評価委員会の中立性の確保

④ 不正行為に対する差し止めや修復の権限を持つ監視制度

などを含むことが不可欠です。

5. 環境問題がすべての府民にとって重要事項であることは論を待ちません。そのために、多くの府民の声を結集する手だてとして、各種団体に意見を求めたことは意義ある事です。しかし昨今の環境問題を巡る重要性からすると、府民がこの問題に関して関心を高め、議論を起こすには現在の進め方では極めて不十分であると考えます。したがって、公聴会や説明会などを数多く開催し、自然保護団体や市民団体及び一般府民から広く意見を求めるなど、民主的討論の場を設定されることを強く要望します。

また、前述の質問書に対する回答を未だ頂いていない事も私たちの不安を募らせます。大阪府が環境保全条例の策定に際して、府民の意見と十分な論議に基づいて、この重要課題を審議されることを重ねて要望します。

以上

1993年9月提出

「都市と自然」211号 1993年11月号より転載